

「ヘルスケアビジネス創出業務委託」 に係る業務委託事業受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「ヘルスケアビジネス創出業務委託」の発注に際し、プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業目的の理解度
- (2) 受託に必要な基本的知識
- (3) 提案内容の実現性
- (4) スケジュール管理
- (5) 業務内容を踏まえた企画力及び運営力
- (6) 担当者の構成・人数・資質等
- (7) 類似業務等の実績
- (8) その他企業としての取組に関する点等

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告

(4) ヒアリング

- 2 評価委員会には委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。
委員長 経済局 企画調整課長
副委員長 経済局 雇用労働課長
委員 経済局 ものづくり支援課長
委員 経済局 ライフイノベーション推進課担当課長
委員 健康福祉局 地域包括ケア推進課長
- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 評価結果において、同点の場合が生じたときは、第4条第1号「(5)業務内容を踏まえた企画力及び運営力」の評価結果によって決する。
- 6 委員長は、評価結果を経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和2年2月5日から施行する。